

12月4日(水)～10日(火)は人権週間 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認めあう心～

関人権政策課 ☎・☎(582)1116 📠(582)0539

家庭や地域・職場・学校で、家族や友達などと人権を考える週間です。各学区の人権擁護委員などが、人権啓発活動などさまざまな人権問題の解決に向けて、協力して取り組んでいます。

■市の取り組み

啓発活動を行います

時 12月4日(水)午前7時30分～8時

所 JR守山駅周辺

因 人権についての啓発グッズなどを配布します。

人権教室を随時開催します

時 12月2日(月)午前10時45分～

所 小津小学校

因 人権に関する紙芝居や図書の読み聞かせを実施し、子どもたちと一緒に、身近なことから人権について考えます。

■法務局の取り組み

人権擁護委員および法務局職員による人権相談

時 平日：午前8時30分～午後5時15分

全国共通人権相談ダイヤル ☎0570(003)110

■人権擁護委員が相談に応じます

家庭・地域・職場などで人権に関する悩みがある人は人権相談で人権擁護委員に相談してください。

相談は無料で、申込不要、秘密は厳守されます。

時 毎月第1・3木曜日：午前9時～正午
(祝日・年末年始を除く)

所 すこやかセンター 1階相談室



相談に応じる人権擁護委員

地域密着型サービスを利用しませんか

関介護保険課 ☎・☎(582)1127 📠(581)0203

地域密着型サービスは、認知症高齢者や要介護高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるようにつくられた介護サービスです。一人一人に寄り添う小規模な施設や、時間や回数に制限がない定額制サービスなど、利用者のニーズにきめ細かく応えられるように柔軟にサービスが設計されています。

- ・利用できる対象者…原則、要介護認定を受け、守山市に住民票のある人が利用できます。また、介護度により利用できるサービスが異なります。

どのようなサービスが受けられるのか

○小規模多機能型居宅介護…デイサービス(通い)を中心に、利用者の選択に応じてホームヘルプ(訪問介護)やショートステイ(泊まり)など複数のサービスを1つの事業者で受けることができます。現在、市内に4カ所あります。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護…日中・夜間を通じて定期的な巡回を行い、緊急時なども臨機応変に介護と看護の一体的なサービスを自宅で受けることができます。

そのほかにも、本市には地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)があります。

各制度に関する詳しい説明や、市内でこれらのサービスを提供している事業者などについては市ホームページをご覧ください。



ホームページ

利用するにはどうすればいいの まずは下記までご相談ください。

○相談窓口

介護保険課 ☎・☎(582)1127 地域包括支援センター ☎(581)0330

北部地区地域包括支援センター ☎(516)4160 南部地区地域包括支援センター ☎(585)9201